

平成25年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成25年9月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成25年9月12日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年9月12日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成25年9月12日 11時54分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	同和对策 室 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	住民課長	東 達廣	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	会計管理者	前田早知子	○	
	建設産業 課 長	川西隆次	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	7 番	杉 岡 義 信		1 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成25年第3回笠置町議会会議録

平成25年9月12日～平成25年9月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成25年9月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第3号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 認定第1号 平成24年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第6 認定第2号 平成24年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第7 認定第3号 平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第8 認定第4号 平成24年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第9 認定第5号 平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ことしの夏は猛暑が続きまして例年にない暑さでありましたが、ようやく朝夕涼しくなっ  
てまいりました。

ことしは異常気象で、各地で大雨や竜巻による被害をもたらしました。被災されました  
方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

本日、ここに平成25年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席い  
ただきましてありがとうございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別  
の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成25年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番議員、杉岡義信君及び1番議  
員、田中良三君を指名します。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの15日間としたいと思います  
す。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月26日までの15日間に決定  
いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る7月25日、京都ルビノ堀川において議員全員の研修会が開催されまして、議員全員  
が出席いたしました。

8月9日、京都自治会館におきまして議会広報研修会が開催されまして、大倉議員が出席

いたしました。

8月28日、京都府町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして、京都府知事を始め副知事、府幹部の出席をいただき、各町村の要望を行いました。それらに伴いまして、議会会議規則第121条の規定によりまして議員派遣を行いました。

以上で議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例会を開催いたしましたところ、全員の議員の皆さんの御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほど議長からもありましたが、ことしの夏の暑さはまさに酷暑の感がございました。やっと最近になりまして朝夕秋の気配が感じられます。

しかし、最近の気象は大雨があり少雨があり、また竜巻があり、極端な感がいたします。地域の安心・安全の確保が特に求められているように思われます。

当町を取り巻く問題点について少し御提起を申し上げ、その解決に向かって最善の努力をいたしてまいりたいと思いますが、まず1点目でございますが、有害鳥獣の被害が全国的に大きな問題となっているところでございます。農作物の被害また人に対する危害で、先日も宮崎県日向市で市民が500人も動員され猿の捕獲作戦が実行されました。また、イノシシの被害も多発していると報道されております。笠置町では、人の危害はまだございませんが、今後特に子供の通学の安全対策が必要になると思われます。

2つ目でございますが、笠置町の活性化対策でございますが、いこいの館も民間にその業務の運営を委託いたしました。笠置町の観光の振興と協調しながら双方のさらなる発展を期待したいものだと思います。

3つ目でございますが、笠置の持つ資源の有効利用ということで、町内の荒廃農地の有効利用の促進を強力に推進してまいりたいと考えております。

さて、9月定例会に御提案を申し上げます案件でございますが、承認案件1件、認定案件5件、審議案件6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算監査につきましては、7月31日、8月7日、8日の3日間、会計監査員2名によりまして、各課の監査をお受けいたしました。審査の意見につきましては後ほど説明があろうかと思いますが、主に行財政改革、実質公債費比率の改善、税収の向上、危機管理意識を徹底し、住民の安心・安全な生活が送れるようにと、努力するようにと御指摘を受けた

ところでございます。

その他の諸般の報告を申し上げます。

6月25日、原水禁平和行進が10名の方が参加され、平和とそして広島、長崎の原爆投下についてお話を聞いたところでございます。

同日、京都山城農業協同組合通常総会がアスピアやましろで開催されました。

同日、笠置町同和教育推進協議会総会が笠置会館で開催されました。

6月28日、木津川上流総会が伊賀市で開催され、昨今のゲリラ豪雨の対策等について協議がなされました。

6月30日、京都消防協会相楽支部水防訓練が木津川市立山城コミュニティ運動広場で開催され、防災についての訓練が各市町村の消防団員により行われました。

7月2日、社会を明るくする運動街頭啓発が笠置駅で、その後、社会明るくする推進委員会が開催され、町内の各種団体により社会を明るくする運動の取り組み等についての報告、討論がなされました。

7月4日、城南土地開発公社理事会が城陽市役所で開催されました。

7月5日、相楽東部広域連合議会が和束町役場で開催されました。

7月9日、同和推進協議会街頭啓発活動が笠置駅で行われました。

7月13日、部落解放第40回女性集会在京田辺市中央公民館で開催されました。

7月17日、横断林道協議会総会が和束町で開催されました。

7月20日、ちびっこまつりが笠置会館で開催されました。

7月22日、第2回京都山城総合医療センター看護師処遇委員会が開催されました。

7月26日、相楽更生保護女性会が産業振興会館で開催され、63回「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」と題して集会在開催されました。

8月1日、人権強調月間街頭啓発が笠置駅で開催されました。

8月3日、笠置夏まつりが開催されました。

8月8日、宇治木屋線総会が和束町役場で開催されました。

8月11日、京都府山田知事の講演会が城陽の文化パークで行われました。

8月23日、関西本線電化促進同盟総会が伊賀上野で開催されました。

8月26日、宇治茶世界遺産登録に関する会議が宇治市で、同日、森と緑の振興会総会が相楽会館で開催されました。

9月5日、笠置町戦没者追悼式が産業振興会館で、9月7日、知事と和いおいミーティング府民in山城が同志社大学京田辺キャンパスで開催されました。

9月11日、相楽東部広域連合臨時議会が和束町で開催され、テールアルメの裁判の追加について議論がなされたところでございます。以上、諸般の報告といたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成25年6月12日付にて制定した次第でございます。施行日は、ただし書き項目につきましては公布の日、その他の項目は平成29年1月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） おはようございます。 承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。

笠置町国民健康保険税条例（昭和37年条例第33号）の一部を改正する条例を地方自治法第179条の規定により専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成25年9月12日提出。笠置町長、松本 勇。

説明は新旧対照表より説明させていただくわけですが、説明に入ります前に、附則第2条の適用区分の一部に記載誤りがありましたので、修正をお願いいたします。

4ページ、中段以降の適用区分第2条の第1項、第2項それぞれにあります。この条文の最初に、「この条例（前条第1号から第7号まで）」という表記になっておりますが、この7号を8号に修正をお願いいたします。第2項も同じような表現を用いております、同じく第7号を第8号に修正をお願いいたします。訂正しておわび申し上げます。

それでは、5ページ、新旧対照表から御説明申し上げます。

まず、今回の改正の要点でございます。

まず1点目は、先ほど提案説明でもございましたとおり、地方税法の改正によるものです。この改正の主なところは、金融証券税制の改正等が主になっておりまして、この部分に係ります施行日は平成29年1月1日施行となります。

それから、もう一点は、25年度より国民健康保険税条例の賦課方式が旧ただし書き方式に一本化されたことによりまして改正でございます。これは平成25年6月12日の公布の日から適用し、平成25年度の国民健康保険税条例から適用されるものでございます。

それからもう一点、6月議会で制定させていただきました国民健康保険税減免規定の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正の中の減免規定の改正でございますが、附則第15項におきまして、国保税減免の特例という項目がございまして、この中の引用条文の文言整理をしたものでございまして、これも施行日は公布の日で、25年度の国民健康保険税賦課から適用させていただいているものでございます。

まず、概要として説明させていただきます。

5ページ、3項の改正でございます。

1点目、「配当所得」が「配当所得等」という表現に変わっておりまして、これは先ほど言いました金融証券税制の改正による部分でございまして、特定公社債の利子がこの配当所得に追加されたものによる文言整理でございます。

それから、現行で削除している部分がございます。中段以降でございますが、同条第3項中、「又は山林所得金額とあるのは云々」というのは改正案では削除しております。この削る分については、先ほど言いました賦課方式が旧ただし書き方式の一本化による改正による文言の整理でございます。

それから、6ページにまいりまして、この削除している部分も賦課方式の文言の削除でございます。

それから、7ページにまいりまして、6項でございますが、「株式等」という表現が「一般株式等」という表現に修正、改正されておりますが、これは分離課税方式の変更によりまして修正でございまして、分離課税の種類を一般株式等と上場株式等という二分化に伴う文言整理でございまして、もう一方の上場株式等については次のページの7項に規定しております。

それから、現6項の削除分、中段下から削除している部分、改正後では空白になっている

部分がありますが、この部分についてはただし書き方式による削除となっております。

それから、8ページに行きまして、7項、8項、9項というのが、あと11項、16項も含めての説明になるんですが、課税標準の計算の細目でございます、国保税の算定上の。ただ、地方税法自体では、国保税について独立した規定を置いておりません。本体のほうでも置いておりません。だから、あえて国保税でこういう表記をする必要がないという判断がされましたので、7項、8項、9項、11と16項も含めまして削除しております。新たに7項として、先ほど分離課税のほうで説明いたしました上場株式等という分離課税の方法が分けられたものを7項として規定されております。

それから、8項にまいりまして、もとの10項からの変更でございますが、これも改正後では空白になっております部分は旧ただし書き方式の改正によるものでございます。

それから、10ページにまいりまして、現12項が新たに9項になっている、これは項の繰り上げとともに、削る部分については旧ただし書き方式、それから、11ページも同様です。

それから、12ページに入りまして、現14項が改正後は11項になる部分についても同様なんですが、1つ、14項の3行目ですが、「配当所得」が「利子所得、配当所得及び雑所得」という表記に変わっておりますが、これは条例適用配当等の分離課税について特定公社債の利子等が追加されたことによる文言の整理でございます。

それから、13ページにまいりまして、15項でございますが、これが6月議会で改正した国保税条例の一部改正による減免規定の項目の整理による引用条文でございます、旧被扶養者減免の規定をしているわけでございますが、文言の整理を今回する必要が生じたというふうなことでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、認定第1号、平成24年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第1号、平成24年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成24年度笠置町一般会計歳入総額は14億4,454万1,658円、歳出総額が13億9,058万2,322円、歳入歳出差引額5,395万9,336円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が5,142万5,336円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早知子君） 失礼します。おはようございます。

それでは、平成24年度一般会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページを、参考資料でお渡ししていますものについては2ページをごらんください。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、進めさせていただきます。

町税、1億6,707万4,000円、1億8,417万3,653円、1億6,615万8,672円、44万4,183円、1,757万798円、マイナス91万5,328円。

地方譲与税、700万円、調定額、収入済額ともに692万5,009円、マイナス7万4,991円。

利子割交付金69万5,000円、調定額、収入済額ともに57万3,000円、マイナス12万2,000円。

配当割交付金、40万円、調定額、収入済額ともに44万6,000円、4万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金、12万円、調定額、収入済額ともに10万9,000円、マイナス1万1,000円。

地方消費税交付金、1,541万5,000円、調定額、収入済額ともに1,541万5,000円、ゼロ円

ゴルフ場利用税交付金、4,300万円、調定額、収入済額ともに4,643万6,216円、343万6,216円。

自動車取得税交付金、280万円、調定額、収入済額ともに285万4,000円、5万4,000円。

地方特例交付金、15万8,000円、調定額、収入済額ともに15万8,000円。

続いて3ページをごらんください。

地方交付税、6億8,969万4,000円、調定額、収入済額ともに7億1,606万5,000円、2,637万1,000円。

分担金及び負担金、500万8,000円、442万8,440円、435万7,000円、7万1,440円、マイナス65万1,000円。

使用料及び手数料、1,697万7,000円、1,966万1,610円、1,614万1,640円、351万9,970円、マイナス83万5,360円。

国庫支出金、1億2,044万9,000円、調定額、収入済額ともに7,947万9,105円、マイナス4,096万9,895円。

府支出金、7,664万1,000円、調定額、収入済額ともに7,553万4,684円、マイナス110万6,316円。

財産収入、20万2,000円、調定額、収入済額ともに16万554円、マイナス4万1,446円。

寄附金、52万9,000円、調定額、収入済額ともに52万8,800円、マイナス200円。

繰入金、2,773万4,000円、調定額、収入済額ともに2,615万6,899円、マイナス157万7,101円。

繰越金、3,719万9,000円、調定額、収入済額ともに3,719万9,829円、829円。

続いて5ページになります。

諸収入は、1億749万3,000円、調定額、収入済額ともに1億691万5,250円、マイナス57万7,750円。

町債、1億7,052万8,000円、調定額、収入済額ともに1億4,292万8,000円、マイナス2,760万円。

歳入合計は14億8,911万6,000円、14億6,614万8,049円、14億4,454万1,658円、44万4,183円、2,116万2,208円、マイナス4,457万4,342円となります。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては7ページ、参考資料は4ページをごらんください。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、議会費から、4,753万円、4,733万9,864円、19万136円、19万136円。

総務費、4億3,824万466円、4億2,087万5,194円、1,736万5,272円、1,736万5,272円。

民生費、3億4,202万4,069円、3億3,545万7,225円、656万6,844円、656万6,844円。

衛生費、2億666万1,000円、1億9,853万2,018円、812万8,982円、812万8,982円。

農林水産業費、1,471万8,000円、1,412万9,117円、58万8,883円、58万8,883円。

商工費、5,726万6,000円、5,616万2,216円、110万3,784円、110万3,784円。

土木費、1億5,608万8,000円、9,292万6,331円、6,150万円、166万1,669円、6,316万1,669円。

続いて、9ページをごらんください。

消防費、6,691万5,000円、6,586万6,092円、104万8,908円、

104万8,908円。

公債費、1億5,944万1,000円、1億5,929万4,265円、14万6,735円、14万6,735円。

諸支出金、11万1,000円、ゼロ円、11万1,000円、11万1,000円。

予備費、12万1,465円、ゼロ円、12万1,465円、12万1,465円。

歳出合計は、14億8,911万6,000円、13億9,058万2,322円、6,150万円、3,703万3,678円、9,853万3,678円になります。

続いて、131ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が5,395万9,336円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が253万4,000円、実質収支額は5,142万5,336円、地方自治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を2,571万3,000円計上しております。

決算書の132ページ以降は、財産に関する調書となります。以上で、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項の規定により平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出し、朗読をして報告をいたします。

#### 意見書

##### 1. 審査対象

- (1) 平成24年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成24年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成24年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成24年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳

##### 2. 決算審査日 平成25年7月31日（水）、8月7日（水）～8日（木）

##### 3. 出席者 町長、総務財政課長、会計管理者、関係課長

でございます。

## 審査の総括意見

平成24年度笠置町一般会計及び特別会計について決算監査を実施した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において、間違いなく整理され、適正なものであったと認定をいたします。

平成24年度においては、実質収支については5,142万5,000円と黒字になっているが、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となっている。経常収支比率や実質公債費比率など財政指標においては改善はされており、当町としては引き続き行財政改革を推進し、健全な行財政の運営に努力されたい。

特に経常収支比率については、106.8%と前年度と比較して0.1ポイント改善しているとはいえ、これは財政の硬直化を示すものであり、できるだけ早期に100%以下となるよう財政運営の大幅な改善が求められる。そのためにも町単独事業については十分に精査し、廃止または見直しを進め、各種団体への補助金及び交付金の整理、物件費の削減、人件費関係の抑制など、限られた財源をいかに効率的かつ効果的また計画的に使っていくか、総合的に取り組むことがさらに必要である。なお、実質公債費比率並びに将来負担比率が減少傾向にあるので、今後も進めてもらいたい。

また、重要な財源の一つである税及び公共料金の徴収については、一般会計、特別会計とも努力されており、収納率の向上が図られている。厳しい財政状況の中、財源の確保と住民の公平な負担の上でも重要な問題であり、住民の意識改革に向けての取り組みや口座振替制度の利用による効率的な徴収の推進及び組織的な収納体制を構築する必要があると考える。今後も引き続き滞納額が増加とならないよう徴収に努められたい。なお、町税及び国民健康保険税の滞納徴収については地方税機構へ移管し、徴収についてかなり改善されている。今後も地方税機構と連携を図りながら徴収されるよう努められたい。

高齢化が進む当町では、一般会計及び特別会計における医療（保険）給付費の占める割合が上昇している。予防事業の充実を図り、健康づくりのまちづくりを進めることで医療費の抑制につながることを期待するものである。

予算編成に当たっては限られた財源の中で、適正な歳入歳出予算を心がけるとともに、いかに効率よく行財政運営を行っていけるかが重要な課題であり、効率的かつ効果的に住民へ福祉を寄与する諸施策の執行を図られることを強く望んで、総括意見とする。

## 審査の結果

### (1) 決算規模

平成24年度一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。単位千円。

区分、予算現額、歳入額、歳出額、差引額。

一般会計、14億8,911万6,000円、14億4,454万1,000円、13億9,058万2,000円、5,395万9,000円。

特別会計、6億6,407万3,000円、7億158万6,000円、6億296万6,000円、9,862万円。

合計、21億5,318万9,000円、21億4,612万7,000円、19億9,354万8,000円、1億5,257万9,000円。

### (2) 決算収支

平成24年度決算額は、一般会計においては、歳入総額14億4,454万1,000円、歳出総額13億9,058万2,000円で、歳入歳出差引額（形式収支）は5,395万9,000円の剰余金を計上している。また、翌年度に繰り越す事業に必要な金額を除いた実質収支は5,142万5,000円となるが、単年度収支では1,678万5,000円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億158万6,000円、歳出総額6億296万6,000円で、歳入歳出差引額は9,862万円を計上している。

### (3) 予算の執行状況

歳入は一般会計、特別会計合わせて予算現額21億5,318万9,000円に対し、決算額21億4,612万7,000円で、収入率は99.7%となっている。

歳出は一般会計、特別会計合わせて予算現額21億5,318万9,000円に対し、決算額19億9,354万8,000円で、執行率は92.6%となっている。

一般会計及び特別会計の執行状況は、次のとおりである。

#### 会計別執行状況

単位、千円。

区分、予算額、歳入決算額、金額、収入率、歳出決算額、金額、執行率。

一般会計、14億8,911万6,000円、14億4,454万1,000円、97.0%、13億9,058万2,000円、93.4%。

国保会計、2億9,106万9,000円、3億1,844万3,000円、109.4%、2億4,162万8,000円、83.0%。

簡水会計、9,070万6,000円、9,013万2,000円、99.4%、

8,770万7,000円、96.7%。

介護会計、2億2,167万6,000円、2億3,326万4,000円、105.2%、2億1,473万6,000円、96.9%。

後期高齢会計、6,062万2,000円、5,974万7,000円、98.6%、5,889万5,000円、97.2%。

合計、21億5,318万9,000円、21億4,612万7,000円、99.7%、19億9,354万8,000円、92.6%。

(4) 財政状況等であります。

#### 一般会計

平成24年度における決算額は、歳入総額14億4,454万1,658円、歳出総額13億9,058万2,322円で、歳入歳出差引額（形式収支）は5,395万9,336円の剰余金を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額を除いた実質収支は5,142万5,336円である。

正確な予算の見積もりは困難であることは理解できるが、この危機的な財政状況の中、住民サービスを重視し、できる限り適正に歳入及び歳出予算を見積もり、未執行となる事業が生じないように予算の編成に努力されたい。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については106.8%と前年度より0.1ポイントとわずかであるが回復したが、依然として100%を下回る状況には至らず、さらに改善を進めることが大きな課題である。

地方債の現在高は12億526万7,000円と、前年度より3,344万8,000円減少し、実質公債費比率も16.5%と1.9ポイント改善、また将来負担比率も39.3%から29.8%と9.5ポイント改善されるなど早期健全化基準を大きく下回っていることは喜ばしいことである。町債を起す場合には有利なものを選択するなど、今後も引き続き抑制に努められたい。

地方交付税は、平成24年度においても前年度より1,802万7,000円減額され、歳入に占める割合が49.6%となっている。さらに国庫支出金や交付金などを含めると全体の60%を超えている。この数字を見るだけでも小規模自治体の財政運営には国が大きくかかわっていることが浮き彫りとなっている。今後の国の動向を注視して行財政運営を行うとともに、町税を初め自主財源の確保と、国庫・府支出金などの有効な活用など財源確保に努められることに期待する。

町税については、全税目の徴収率が90.4%で、不納欠損額を差し引いた収入未済額が1,757万798円となっている。徴収には努力されていることと思うが、住民に対し納税は義務であることの理解と税の公平性を期するためにも、地方税機構と十分な連携を図りながら税収の確保に努められるよう今後も期待する。

公有財産の賃貸借による使用料収入については、根拠規程に基づき取り扱うこと。なお、手数料収入を含めた現金の取り扱いには十分に注意し、今後も管理について適正に処理するよう努められたい。

歳出面においては、費用対効果の側面から町単独事業の廃止や見直し、事務事業の精査、また経費の節減など経常経費の見直しなどに努め、一般財源が伸び悩む中、今後も人件費、扶助費、公債費の義務的経費の抑制などに努力を期待したい。

なお、各種団体への補助金及び交付金などについては、担当課において内容を十分精査し執行すること。

ごみ処理業務における企業系のごみについては、以前から指摘されているが、事業主と十分協議し、住民に理解を得られるよう解決されたい。

近年、予想を超えた災害など不測の事態が発生している自治体もあるが、幸いにして当町ではそういった事象は発生していないが、常に危機管理意識を徹底し、今後も住民が安心して安全な生活を送ることができるよう努められたい。

11ページ、お願いします。

## 平成24年度財政健全化審査意見書

### 1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2、審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率、平成23年度、平成24年度、早期健全化基準。

①実質赤字比率、—（バー）、—（バー）、15.0%。

②連結実質赤字比率、—（バー）、—（バー）、20.0%。

③実質公債費比率、18.4%、16.5%、25.0%。

④将来負担比率、39.3%、29.8%、350.0%。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字とならなかったために、—（バー）として表示。

## （2）個別意見

### ①実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率は16.5%と前年度と比較して1.9ポイント改善され、早期健全化基準を下回っているが、今後も引き続き有利な起債を充当することとし、実質公債費比率の抑制に努められたい。

### ②将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率は29.8%と前年度と比較して9.5ポイント改善され、早期健全化基準を大きく下回っているが、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

## （3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はなし。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

決算書の17ページ、18ページですが、住宅使用料についてお尋ねをいたします。

住宅使用料の調定額が659万8,470円となっていますが、収入未済額は351万9,970円となっています。大分収入ができていない額が上がっていますが、これは町営住宅の使用料ということで、まず状況をお聞きしたいと思います。滞納の件数を住宅ごとに教えていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。

滞納の件数を住宅ごとにとということでございますので、現年分のほうですけれども、奥田住宅1件、後谷1件、有市8件、滞納分のほうは、奥田住宅4件、後谷1件、有市14件でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 調定額に対して大分収納できていない額が大きいと思いますが、今後こ

の滞納の分についてはどのような対応、取り組みをされますか。教えてくださいようお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今後の取り組みということでございます。

以前からも滞納分の御指摘もずっとありまして、毎回監査のときにも御指摘を伺っております。職員のほうもどうしても以前からの分がありまして、全く払っていただけないというわけではなしにずっと払っていただいておりますけれども、以前からの分がありましてなかなか追いつかないというのが現状でございます。

監査のときにも御指摘がありましたように、特にたくさんたまっているというのはやっぱり条例に基づいて、今後保証人さん、以前の議会でも御指摘がございましたけれども保証人さんのほうにということに条例ではなっております。現在はまだその形をとっておりませんが、そういう形をとっていく必要があるという御指摘もいただいておりますので、一番最近では約束をしておりますがなかなかその支払いをいただけないとき、今後につきましては保証人さんのほうにもお願いをしなければならないという意味の文書で提出しております。現在そういう状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

笠置駅の関係で、関連しますので今からページを言います。44ページの切符等販売手数料115万、64ページの駅無人化対策雇用賃金426万余り、それから先ほど町長が行政報告の中で、8月に上野で会議をやられたという関西本線複線電化同盟3万円、この関係、それと関西本線電化促進連盟これが1,000円、それと90ページの鉄道運賃補助金47万幾らありますけれども、こういった関係で一括で質問します。よろしいですか。

まず、44ページの切符等販売手数料115万というのは、要するに切符は対面で我々も買うんですけれども、その手数料だと思えるんですけれども、その「等」というのは何が入りますか。例えば自動販売機とか券売機、あれはJRになるんですかね。その辺のところを一遍、「等」というのは何が入るんですかね。115万の中に。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

「等」といいますのは、JRのほうから清掃委託金ということで1日につき1,000円をいただいております。その清掃につきましては町が雇用している駅員がやっているんです

けれども、その清掃委託金が「等」となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 清掃委託金ということで、確かに駅の掃除とかトイレの清掃とかこの無人化対策の雇用の方、その方にやっていただいている、426万から115万を引けば約308万の赤なんですけれども、確かに観光面とかいろいろな面を考えた場合には、やはり駅の雇用対策というのは笠置にとってはやっぱり必要ではないかと私は思うんですけれども、例えば大河原とか月ヶ瀬口、それから島ヶ原を見た場合にはほとんど今はあそこは確か全部無人になっているはずなんです。やはり駅の顔というかそういったところでいえばやっぱり必要ではないかと思うんですけれども。

それはそうと最近JRの駅員の方、以前は町内のJRのOBの方が採用、雇用になっていましたけれども、最近は全然知らない方がおられるので、私も対面で買った場合にはほとんど話はしないんですけれども、これはJRのOBではなしに町内のどなたかでも採用することはできるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 町内の方でも採用は可能かということだと思っておりますけれども、それは可能でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） なぜこんなことを言いますかといいますと、やはり町内の方が以前におられたら雑談でも、いろいろな方、中学校の生徒が帰ってきたときに「お帰り」とかいろいろなことをやっぱり言っているわけです、高校生が帰ってきたときでも。今の方は余りそういったことを、顔なじみがないのかどうかわかりませんが、そういったことが余りないとは思っておりますけれども、ちょっとわかりませんが、だから、できれば町内の方の雇用をできればやっていただければありがたいなと思います。

それと、この切符等手数料販売で、売上を伸ばすためには今後どうしたらいいと思いますか。というのは、以前にも議会で質問されたと聞いておるんですけれども、コンビニを入れたらどうやとか、それから今現在自販機は2台あるけれどもあれはJRのもので、それと券売機もそうですね。今後その収入の方法ですけれども、これ以外には何か考えられないんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置駅での収入の増をいかにしてふやしていくかということであり

が、今のところ全てJRの持ち物であります。JRの建物の中に、町で例えば売店をつくる  
とかそういったものについてはちょっと無理かなという感があります。

ただ、今は収入をふやすためには乗降客をふやすという方法が一番適当ではないかなと考  
えます。JRの敷地を一部を借り受けて売店をするのですとか、あるいはその敷地内で何かを  
する場合に、JRの許可をもらわなければならないというのが非常に事務的に膨大なものにな  
ってくるんだということも、実は南山城村で大河原駅を改修されるのに非常に手間がかか  
ったということも聞いております。笠置駅のように構内全体がそんなに大きくないわけです  
ので、これからその改修なんかをやっていくのにはちょっと無理があるのではないかなと、  
そんなふうに思います。

税収の一番の近道は、やはりお客様を、JRを利用していただくお客様をふやしていくと  
いうのが一番近道だろうと私は思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 例えば税収をふやすということなんですけれども、今、90ページの鉄  
道運賃補助金が47万5,590円上がっていますけれども、それが町の負担であり、また  
収入がふえるのとどっちがこうなのかわかりませんが、例えば今、昔は60歳以上か  
らなっていましたけれども、最近は70歳以上の補助金になっていますけれども、試算はち  
ょっとわかりませんが、例えば65歳以上にしてこういう収入をふやす、補助との絡  
みでどっちが得かになるかもわかりませんが、その辺のところはいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 利用促進の一つの方法として町では取り組んでいる事業の一つでありま  
す。先ほど監査委員の御指摘にもありましたとおり、各種団体あるいは町単独の事業の見直  
しをなささいということをお指摘いただいているところでございます。関西本線の電化の促  
進を進めるための笠置町独自の事業であるという、関西本線の電化促進がいざできるのかと  
いうそういった根本的なものからひとつ詰めていかなければならないのではないかなと思  
います。

その中で乗客をふやすために笠置町の補助をふやしていくのがベターなのか、あるいは補  
助金をカットしてでも、例えば町内の方の利用を促進するのも当然大事だと思うんですが、  
観光の振興を図りながらよそからのお客さんをふやしていくというのも私はそのほうがよ  
りいいのではないかなとは思っています。いろんな方法があろうかと思えます。やはりこれから  
町財政の健全化ということも含めて検討をさせていただきたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 先ほども言いましたように、町長が先ほど行政報告の中で関西本線複線電化同盟、これが3万円支出されていますけれども、これは我々町会にも報告というか義務があるかどうかわかりませんが、どういったことをされているのか、ちょっと8月にあったことでもここでちょっと報告願えませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 電化促進に関します団体というのは非常に多くあります。先ほど説明させていただきました電化促進同盟は亀山市、伊賀市それから南山城村、笠置町、木津川市が参加している電化促進に関します会合を持っているわけでございます。その中では、やはり地域の振興とあわせて、電化は無理にしても例えば本数をふやす活動ですとか両数をふやす活動ですとか、地域住民にとっていかにすればJRが利用しやすいような状況に持っていけるかというそういった会合を実は持っております。

関西本線の電化というのは、非常に難しいということをJRは言っております。確かに関西本線はトンネルが多うございます。そのトンネルというのは電化、架線を張るための用意はできていない、トンネル自体から改修していかなければならないという、本当に大がかりなものになるそうであります。そういった面から電化というのは無理にしても、電化にかわるような住民が便利に利用できるような、JRに働きかけていこうという運動をやっている団体であります。

最終的には、やはり電化というのが最終目標ではありますけれども、電化だけじゃなくて複線という方向も入っております。複線電化が最終目標でありますけれども、現状を考えると無理ならば何かいい方法を模索していこうということで現在は活動しているところでございます。

議長（西岡良祐君） 大倉議員。ちょっと待ってください。

冒頭に申し上げたけれども、同一議題について3回までということをやっていますので、質問を変えて次の議題に行ってください。大倉博君。

3番（大倉 博君） 先ほど言いました4点の中には、例えば3掛ける4で12、12回あるわけですね。そうですね。だから行けるのと違いますか。今、電化同盟を1回だけ聞いただけですから、次まだ2回ありますから。

今、町長から聞きましたけれども、この電化同盟、この3万円、会議費の予算だと思うんですけども、そういうふうに電化が無理ということで今おっしゃった方向にシフトしてい

るということなんですけれども、それでは例えば、鉄道の笠置から特に亀山間の安全交通というか、例えば笠置でいいますと、今ここから見ていても、この前建設課長と話をした役場の前から見ていたんですけれども、ナラ枯れが大きな木が枯れて鉄道の近くに見えています。だからそういった木の伐採とかそういうことの、電化促進同盟の中には、例えば去年でしたか、笠置館の前のあたりはJRが木を切って、今また生えてきていますけれども、ああいった方向でやはり電車が安全走行できるような方向、今こういったナラ枯れが春日山でも大変なことになっているんですけれども、そういった安全走行できる方向の木の伐採とかそういったことも今後同盟の中でやっていただければありがたいと思います。要望だけで。

最後、要望なんですけれども、これは電化同盟の中でも言っていたきたいんですけれども、笠置は残念ながらICOCAとかそういったものが今は使えないわけですね。ただ、東海道線とか行けば無人化の駅で開閉式の自動改札じゃなしに、かざしたら入れる、タッチしたら出られるという方向のICOCAの方法があるんですよ、東海道線には。だからそういった方向が今後……、といいますは、なぜそういったことを言うかといいますが、私の友達でも大阪から来たら、あなたのところ行けへんと、要するにICOCAが使えないと。いちいち邪魔くさいというか、例えば観光客が多い方でもやはりICOCAを知らんとして、駅員の運転手の方にやられている分が多々見るんですよ。だからできればこういったICOCAの自動改札とかそういうことができれば、もっと観光客とかそういったものがふえるんじゃないかと。コストの問題とかいろいろあるでしょうが、ぜひそういう単独で出入りできる、簡単にこう、一遍東海道線へ行って無人化のところを見られたらわかりますわ。だからそういった方向の入札の関係、見ていただいて、できればそういった方向も検討していただければ笠置の観光客ももっとふえるんじゃないかと思えます。ぜひともこういった要望をやっていただければありがたいと思います。

議長（西岡良祐君） ほかに質疑。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。2番、向出健君。まず、原案に反対者の発言を許します。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

認定第1号、平成24年度笠置町一般会計決算認定の件について反対討論を行います。

町民の方からは、生活が苦しいという声、また国保が高過ぎる、介護が大変という声をた

くさんお聞きをしています。

しかし、町政においては、一般会計から国保会計、介護保険会計への繰り入れをふやすなどして、町民の生活を守る、そういう決算内容がそうになっていません。

以上を反対の理由として討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成24年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成24年度笠置町一般会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

これより11時まで休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第6、認定第2号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第2号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成24年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額は3億1,844万2,714円、歳出総額が2億4,162万7,990円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7,681万4,724円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

それでは、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書については1ページを、参考資料については5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

国民健康保険税、4,247万5,000円、5,734万4,976円、4,088万1,614円、33万6,400円、1,612万6,962円、マイナス159万3,386円。

使用料及び手数料、1万円、調定額、収入済額ともに2万9,200円、1万9,200円。

国庫支出金、5,643万9,000円、調定額、収入済額ともに5,036万3,255円、マイナス607万5,745円。

療養給付費交付金、2,259万9,000円、調定額、収入済額ともに2,023万5,803円、マイナス236万3,197円。

前期高齢者交付金、9,179万5,000円、調定額、収入済額ともに9,179万4,528円、マイナス472円。

府支出金、1,153万7,000円、調定額、収入済額ともに2,117万1,618円、963万4,618円。

財産収入、2万円、調定額、収入済額ともに1,718円、マイナス1万8,282円。

共同事業交付金、2,614万2,000円、調定額、収入済額ともに3,084万6,032円、470万4,032円。

繰入金、1,173万6,000円、調定額、収入済額ともに1,057万3,619円、マイナス116万2,381円。

繰越金、2,815万9,000円、調定額、収入済額ともに5,242万4,420円、2,426万5,420円。

諸収入、15万7,000円、調定額、収入済額ともに12万907円、マイナス3万6,093円。

次のページの合計額になります。歳入合計は2億9,106万9,000円、3億3,490万6,076円、3億1,844万2,714円、33万6,400円、1,612万6,962円、2,737万3,714円。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書については5ページとなります。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、143万6,000円、115万2,721円、28万3,279円。

保険給付費、2億1,320万2,000円、1億6,997万3,359円、4,322万8,641円。

後期高齢者支援金等、2,512万7,000円、2,512万3,291円、3,709円。

前期高齢者納付金等、7万7,000円、2万4,356円、5万2,644円。

老人保健拠出金、7,000円、1,502円、5,498円。

介護納付金、1,064万2,000円、1,064万1,855円、145円。

共同事業拠出金、2,590万4,000円、2,590万2,264円、1,736円。

保健施設費、204万4,000円、130万5,435円、73万8,565円。

次のページとなります。

基金積立金、2万円、1,718円、1万8,282円。

公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。

諸支出金、755万1,000円、750万1,489円、4万9,511円。

予備費、500万円、ゼロ円、500万円。

歳出合計は2億9,106万9,000円、2億4,162万7,990円、4,944万1,010円。

決算書の33ページ、実質収支に関する調書をごらんください。最終ページになります。

歳入歳出差引額7,681万4,724円、実質収支額も同じく7,681万4,724円となっております。以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 国民健康保険特別会計の決算認定の意見を報告いたします。

平成24年度における決算額は、歳入総額3億1,844万2,714円、歳出総額2億4,162万7,990円で、歳入歳出差引額7,681万4,724円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税4,088万1,614円(12.8%)、前期高齢者交付金9,179万4,528円(28.8%)、国庫支出金5,036万3,255円(15.8%)、共同事業交付金3,084万6,032円(9.7%)、府支出金2,117万1,618円(6.6%)、療養給付費交付金2,023万5,803円(6.4%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億6,997万3,359円と歳出全体の70.3%を占め、後期高齢者支援金など2,512万3,291円(10.4%)、共同事業拠出金2,590万2,264円(10.7%)となっている。

国民健康保険特別会計は、制度上流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくく、不用額が出ることはいたし方ないものと推察するが、医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、予防保健事業の実施に工夫と検討を加えて取り組み、今後さらに予想される厳しい状況に対処していく必要がある。

一方、本年度においても、保険料の不納欠損処理を行っているものの、処理後の収入未済額が1,612万6,962円となっている。国民健康保険事業の健全な運営のためにも、滞納保険料の徴収については地方税機構と連携を図り、加入者間の負担の公平化を期すためにもさらに徴収に努力されたい。

なお、短期保険証の発行に当たっては、納税への理解に努め徴収を促進するよう強く望むものであります。以上です。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

歳出の部の総務費の中の項2番ですけれども、徴税费20万円それから運営協議会費4,000円と上がって、支出額が両方ともゼロになっておるんですけれども、これは結局税徴収機構に任したからこの項目は誰もこの町内で働いておられないということになっておるといふ具合に理解してもええわけですか。

もう一遍申し上げます。5ページのほうの歳出のほうの総務費の徴税费なんですけれども、項2の。徴税费20万円が上がっております。それから運営協議会費が4,000円、まあ微々たる金額なんですけれども、これは歳出ゼロになっておりますね、両方とも。だから20万4,000円は全然使われていないということになっておるんですけれども、これに携わっておられる方は、町では誰もおられないと理解してよろしいということですね。

議長(西岡良祐君) 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

まず、徴税費の利用費の印刷製本費 20 万の不用額についてでございますが、まず、これは当初計画時点については徴税費ですので納税通知書それから賦課通知書、変更通知書等々を予定しておりました。限度額等々が変更になる年が、特に専決等でよくさせていただくんですが、その場合は賦課決定通知書なんかは裏面を変更して印刷しなければならない事態というのがございまして、それが当該年度の 3 月末あたりによく専決をさせていただくことがある場合がございます。そういうことを勘案しまして通知書の印刷代を当初計上しておいたものでございます。なければ減額すべきところであったかと、そういう案件でもあったかと思えます。

それから、運営協議会費の普通旅費の 4, 000 円でございますが、これは国保運営協議会の委員さん 8 名の出張に係る旅費として計上させていただきました。実際の話は、会長がよく行っていただかなければならない出張がございます。実態としまして相楽の郡の会長に当たる年についてはいろいろ出張が出てくるんですが、通年はそんなに出てこないんですが、京都 1 回分ぐらいは計上させていただいているんで、該当出張がなかったということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7 番、杉岡義信君。

7 番（杉岡義信君） 7 番、杉岡でございます。

1 点だけ、ちょっとお聞きしたいんですけども、出産育児費なんですけれども 84 万、あと 42 万残っているということは 1 名の出産があったということですか。

それと、笠置町、こういう制度を受ける住民登録、3 カ月たたないとこういう制度が受けられないと。町民になるためには、仮にきょう入れると 3 カ月後の、入れたらすぐにでももう制度が受けられるということじゃなしに 3 カ月たたないとあかんということですか。そのところ、ちょっと聞かせて。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、84 万の予算に対して 1 名分 42 万支出させていただきました。この支出対象なんですけど、あくまで国民健康保険の被保険者になられている方が対象になります。住民どうのこうのではなくて、当然国民健康保険の加入資格には笠置町の住民になっていただかなければなりませんし、3 カ月要件というのも全くございません。国民健康保険の被保険者という決まりがございます。もう少し細かい点はあるんですが、例えば社会保険から国民健康保険にかえられて、そのときのおなかに赤

ちゃんがおられるとかという場合はちょっとした決まりがあるんですが、基本的には国保に入られた方に対しての出産について出産育児金を出させていただくものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡です。

課長、国保の対象者はわかっているんですけども、それはわかっている、国保だけ。私が聞いたのは、町民のあれを入れたその日から国保の対象であればそれをできるかと聞いただけで、できるということやね。わかりました。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、認定第2号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第7、認定第3号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第3号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成24年度笠置町簡易水道保険特別会計の歳入総額は9,013万1,972円、歳出総額が8,770万7,437円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに242万4,535円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君）　続きます、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早知子君）　失礼します。

それでは、平成24年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、参考資料については6ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

分担金及び負担金、20万円、調定額、収入済額ともに20万円。

使用料及び手数料、3,062万4,000円、3,082万8,150円、3,004万7,870円、78万280円、マイナス57万6,130円。

財産収入、3万円、3万2,349円、2,349円。

繰入金、予算現額、調定額ともに5,699万4,000円、収入済額5,699万4,000円。

繰越金、285万6,000円、調定額、収入済額ともに285万6,792円、792円。

諸収入、2,000円、調定額、収入済額ともに961円、マイナス1,039円。

歳入合計9,070万6,000円、9,091万2,252円、9,013万1,972円、78万280円、マイナス57万4,028円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書は3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、1,383万5,000円、1,373万3,753円、10万1,247円。

衛生費、2,163万5,000円、1,883万9,267円、279万5,733円。

公債費、5,513万6,000円、5,513万4,417円、1,583円。

予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は9,070万6,000円、8,770万7,437円、299万8,563円です。

続いて、決算書の最終ページ15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額242万4,535円、実質収支額も同じく242万4,535円、地方自治法第233条の2に規定する基金への繰入額を121万3,000円計上しております。

以上、簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 次に、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 簡易水道特別会計の決算認定の意見を報告いたします。

平成24年度における決算額は、歳入総額9,013万1,972円、歳出総額8,770万7,437円で、歳入歳出差引額242万4,535円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3,004万7,870円（33.3%）、一般会計と基金からの繰入金が5,699万4,000円（63.2%）となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が5,513万4,417円（62.9%）、衛生費が1,883万9,267円（21.5%）となっている。

平成24年10月から水道料金が改定されたため、料金収入も増加し、さらに滞納分についても徴収に努力されており徴収率も前年度より改善されている。公営企業として経営方針を明確にするとともに、独立採算制の趣旨から、能率的かつ効率的な経営基盤を確立し、健全な運営に努められたい。以上です。

失礼しました。12ページお願いいたします。

#### 平成24年度経営健全化審査意見書

##### 1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

##### 2、審査の結果

###### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

###### 記

健全化判断比率、平成23年度、平成24年度、経営健全化基準。

①資金不足比率、—（バー）、—（バー）、20.0%。

資金不足比率が赤字とならなかったために、—（バー）として表示。

###### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。以上です。

議長（西岡良祐君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、向出健君。

2番（向出 健君）　2番、向出です。

認定第3号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

この会計の水道使用料は特定の世帯のみ減免をするという不公平なものとなっています。減免制度自体は低所得者の方には必要だと考えますが、不公平な減免は問題です。以上を反対の理由として討論を終わります。

議長（西岡良祐君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君）　今の反対討論の中で、減免があるからどうやという話が出たと思うんです。これは議会でこういう形の中で3年間していこうという皆さんの合意の中で決められたものであって、あと1年で本筋に戻ると思うので、その考え方が私たちは貫いていくと思いますので、私はこの件に関して賛成とします。

議長（西岡良祐君）　これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君）　挙手多数です。したがって、認定第3号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君）　日程第8、認定第4号、平成24年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君）　認定第4号、平成24年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成24年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額は2億3,326万4,032円、歳出総額が2億1,473万5,907円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,852万8,125円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算について概要を説明いたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書については1ページを、参考資料につきましては8ページをごらんください。

失礼しました。参考資料は7ページとなります。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読させていただき説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

保険料、3,551万4,000円、3,960万1,555円、3,595万4,460円、364万7,095円、44万460円。

使用料及び手数料、1,000円、調定額、収入済額ともに600円、マイナス400円。

国庫支出金、5,103万8,000円、調定額、収入済額ともに5,524万9,900円、421万1,900円。

支払基金交付金、6,351万円、調定額、収入済額ともに6,135万6,737円、マイナス215万3,263円。

府支出金、3,326万8,000円、調定額、収入済額ともに3,342万8,557円、16万557円。

財産収入、1,000円、調定額、収入済額ともに30円、マイナス970円。

繰入金、3,060万円、調定額、収入済額ともに2,999万7,698円、マイナス60万2,302円。

繰越金、774万円、調定額、収入済額ともに1,727万3,621円、953万3,621円。

諸収入、4,000円、調定額、収入済額ともに2,429円、マイナス1,571円。

歳入合計は2億2,167万6,000円、2億3,691万1,127円、2億3,326万4,032円、364万7,095円、1,158万8,032円となります。

続いて、歳出に移らせていただきます。

3ページをごらんください。

こちら、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただきます説明にかえさせていただきます。

総務費、353万1,000円、326万1,386円、26万9,614円。

保険給付費、2億1,016万6,000円、2億665万220円、351万5,780円。

地域支援事業費、495万8,000円、397万3,373円、98万4,627円。

基金積立金、105万6,000円、30円、105万5,970円。

公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

予備費、100万円、ゼロ円、100万円。

諸支出金、93万5,000円、85万898円、8万4,102円。

歳出合計は2億2,167万6,000円、2億1,473万5,907円、694万93円。

決算書の最終ページ、29ページをごらんください。

実質収支に関する調書になります。

歳入歳出差引額が1,852万8,125円、実質収支も同じく1,852万8,125円となります。以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 介護保険特別会計の決算認定の意見を報告いたします。

平成24年度決算額は、歳入総額2億3,326万4,032円、歳出総額2億1,473万5,907円で、歳入歳出差引額1,852万8,125円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料3,595万4,460円（15.4%）、支払基金交付金6,135万6,737円（26.3%）、国庫支出金5,524万9,900円（23.7%）、府支出金3,342万8,557円（14.3%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億665万220円（96.2%）、地域支援事業費は397万3,373円（1.9%）となり、合わせると前年度から1,888万2,021円の増額となった。

当町では65歳以上の人口が約4割を占めるほど高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が年々増加している。このため老々介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実情である。介護保険制度が安定した制度として維持していくためにも、介護予防事業や健康づくりの取り組みの充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第1号被保険者保険についての保険料の収入未済額が364万7,095円と滞納総額は年々増加しており、今後、累積額が増加しないよう未納者に対し制度の理解と徴収の促進に努力されたい。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成24年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、認定第4号、平成24年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、認定第5号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第5号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額は5,974万6,968円、歳出総額が5,889万5,254円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに85万1,714円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早知子君）　失礼します。

それでは、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書については1ページを、参考資料については8ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

後期高齢者医療保険料、2, 187万3, 000円、2, 238万6, 698円、2, 125万667円、113万6, 031円、マイナス62万2, 333円。

使用料及び手数料、4, 000円、調定額、収入済額ともにゼロ円、マイナス4, 000円。

繰入金、3, 811万4, 000円、調定額、収入済額ともに3, 794万9, 658円、マイナス16万4, 342円。

繰越金、7万円、調定額、収入済額ともに43万7, 728円、36万7, 728円。

諸収入、56万1, 000円、調定額、収入済額ともに10万8, 915円、マイナス45万2, 085円。

歳入合計は6, 062万2, 000円、6, 088万2, 999円、5, 974万6, 968円、113万6, 031円、マイナス87万5, 032円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書は3ページとなります。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明とさせていただきます。

総務費、34万2, 000円、15万9, 175円、18万2, 825円。

後期高齢者医療広域連合納付金、5, 955万3, 000円、5, 862万4, 359円、92万8, 641円。

諸支出金、8万1, 000円、ゼロ円、8万1, 000円。

予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6, 062万2, 000円、5, 889万5, 254円、172万

6, 746円。

決算書の最終ページ、13ページをごらんください。

実質収支額に関する調書となります。

歳入歳出差引額は85万1,714円、実質収支額も同じく85万1,714円となります。以上で、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 後期高齢者医療特別会計の決算認定の意見を報告いたします。

平成24年度決算額は、歳入総額5,974万6,968円、歳出総額5,889万5,254円で、歳入歳出差引85万1,714円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,125万667円（35.6%）、一般会計からの繰入金3,794万9,658円（63.5%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が5,862万4,359円と、全体の99.5%を占めている。

当会計は、平成20年度に新設された特別会計にもかかわらず、普通徴収分の保険料の滞納額は年々増加するばかりである。高齢化の進む当町としては、当該会計も後期高齢者に係る医療費の増減のため、不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあると思われるが、保険料については、督促状の発布など滞納額が増加しないように徴収にされ、効率的な財政運営を図ることを期待する。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、認定第5号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月18日午前9時30分から開会いたします。通知は省略いたします。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時54分